

平成29年 第6回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成29年6月8日（木曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第6回会議議事録

- 1 開催日時 平成29年6月8日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 19名
1番委員 榎 洙 武 重 2番委員 櫻 井 孝 司 3番委員 高 橋 俊 信
4番委員 高 橋 良 一 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 達 夫
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 高 橋 俊 一 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 河 合 博 満
13番委員 小 池 正 明 14番委員 原 澤 幸 雄 15番委員 原 澤 章
16番委員 原 澤 孝 一 17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江
19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事録署名委員
16番委員 原 澤 孝 一 17番委員 内 海 美 津 江
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 林 和 也 書記 小 林 紀 之 書記 泉 雪 江
- 7 会議に附した事件
議案第20号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第21号 みなかみ農業振興地域整備計画に係る意見について

協議事項・報告事項
(1)制限除外の農地等異動通知書について

その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。

顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に16番委員原澤孝一・17番委員内海美津江を指名し議事に入る。

それでは、議事に入ります。

議案第20号農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1ページをお開きください。

議案第20号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件1件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

畑は賃貸借の通年、1,523㎡、合計1,523㎡です。貸し手は1戸、借り手は1戸でございます。設定期間は、畑1年です。

3ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局より報告をいただきました。

3ページを見て、意見等がございましたら挙手により発言願います。

いかがでしょうか。ありませんか。

なければ、承認としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、承認と決めます。

続きまして、議案第21号みなかみ農業振興地域整備計画に係る意見について、事務局より願います。

事務局

4ページをご覧ください。

議案第21号みなかみ農業振興地域整備計画について。

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、平成27年に国が策定した「農用地等に関する基本方針」を受け、県が策定した「農業振興地域整備基本方針」に基づき、町が策定する農業振興地域整備計画についての農業委員会の意見を求める。

別添調書のとおり。

これよりは林事務局長より説明いただきます。

事務局

先月の農業振興地域整備計画の抜粋ということで資料を配らせていただいたんですけども、担当より説明があったんですけども、説明させていただきます。

今説明があったように、平成24年度に農業基本計画を国のほうが変更しました。それに伴って県の変更が行われて、市町村は県の基本方針の変更に従い、市町村の振興計画ということを変更します。今回の変更は、県に倣いまして、前回の変更から5年が経過していることから、現状を踏まえた表現の修正及び変更点としては37ページにおいて確保すべき農地の面積の目標、または農地中間管理機構の策定等を反映させた構成事由になっております。

具体的には、第1の農用地利用計画から第8の生活環境施設の整備計画まで8項目に分かれて書かれていますが、農地利用の方向と37年における目標面積まで農用地の設定も、それから基本的な考え方とまた農業生産基盤整備、開発計画等が書かれております。将来における地域全体の農用地等の利用の方針が簡潔に書かれております。

また、今後の重点地域、また品目ごとに構想内容が記されているということになっております。現在は県と協議している段階で、相談しているところなんですけれども、JA等の機関に意見をもらいましたけれども、今回は農業委員さんにかけて意見の聴取を行うということです。その聴取後、今後縦覧期間を30日間設けまして、住民のほうから意見を聞きまして、その後に知事の同意を得て決定することになります。

それで、県と協議している中で、また先般議会のほうで産観のほうにちょっと報告をさせていただいたんですけれども、この中でちょっと数字が違ったということがあったので、きょうA4の1枚紙の両面刷ったものがあると思いますけれども、ここに修正したところがアンダーラインで引いてあります。主に農用地の面積が242を69、それから目標ですが、線が引かれているところが前回お送りしました資料とはちょっと違うんですけれども、この辺が修正したところになっています。

おおむね以上なんですけれども、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。皆さんのところに送られています、これを見ていただいたと思うんですが、何か意見がありましたら、連番的に当たっているのです。

2番委員 2番櫻井です。

4ページ、部分的にこの表現の仕方なんですけれども、4ページのところで、Aの古馬牧地区というところで師地区では一部トマト、アスパラ、ブルーベリー、大豆等の施設園芸を中心に収益性の高い作付がされているとなっていますが、師ではアスパラはやっていないんじゃないかなと思うんですけれども、これは何年か前のものをそのまま参考にまとめたということですか。

議長 何をやっていないんですか。

2番委員 アスパラの栽培は、師ではないと思うんですけれども。

それから、下牧地区については、果樹を中心にエダマメ等が作付されておりということなんです、エダマメなどの程度やっているのか、出荷量。それより〇〇さんがやっているチャマメのほうは何町歩という範囲でやっているのです、エダマメとチャマメというふうな感じで、あとはブロッコリーで余剰とか、そういう面積でやっていますので、そういう実情に合ったものを書いたほうがいいかなと思うんですけれども。

議長 ありがとうございます。

具体的に各地区ごとに生産物とか上がっていますので、担当のところをチェックしていただければ。

1番委員 1番櫛渕ですけれども、結構そういうのはいろいろあるんですよ。例えばうちのところで見ていただいて、シイタケについては今後そういうものこれはみんな2万5,000、そういうのをやって、数字的なものはちょっとそうないし、これだけの人数、簡単なことではない。ただ、そういうことについては大体というか、大ざっぱなものは町の指針は簡単につかめるんだけど、ただ荒廃農地がふえてきているので、そういった農地を見るとその辺の手当てをど

う考えている、どういうふうにやっていくのか。ちょっと足りないんだよな。あとこれは補助金をかけるとか何とかという話もあるし、そこら辺でやはりみんながその辺を負担に思っているか。だけれども、これいたし方ないんだ。今現在、そういうところは何とか一生懸命みんな頑張っただけで対処できるけれども、でもちょっとそれから外れているところはみんなどんどん荒れていっちゃう。その辺の手当てがない。

それから、全体に見てこれから見込まれていくのか、その辺を何か盛り込んでいただきたいと思っているんです。

事務局 県の指導に寄り添ってやっている部分もあったりするのです。

議長 ただ、現状についてやっていたところだけでも、余り実情と違うところからスタートしたんじゃない。

1 番委員 ただ、例えば野菜なんかを見ても、そっちのほうも1年で見ると変わっているから、そのこともそれはつかみ切れない。項目的なものは。

事務局 先ほどのアスパラ、私の記憶ですと、〇〇さんがいらっしやったときに、師の圃場整備をしたときに、たしかアスパラも試験的に植えたのかなというのが私の記憶にあるんですけども。

2 番委員 それでやってみてだめだということで誰もつくっていないんだよね。合わないものをつくった。

議長 気がついた点はまた上げてもらえば。意見を出してもらえれば。

2 番委員 12ページのところで(1)生産調整を集落組織で推進しながらとありますが、生産調整は今現在国のほうからされているのか、どうか。

だから、生産調整を集落組織で推進しながらというのは、これ向こう5年間の計画書なんですか。ということだと、今年で終わることのものを余りこだわらないで、その後どうするかを考えたほうがいいかなと思うんですよね。

1 1 番委員 11番森下ですけれども、これ全体計画の数値の関係なんですけれども、今回差しかえていただいた中で、農用地が2,457という数字で訂正をされているんですけども、これが3ページの内訳の農地の数字と整合性が全然ないんですけれども、どういうことなんでしょうか。施設用地については8から9でいいんですけれども、これだと牧草地、要するに牧草地、牧野のものを足しても200ですから、1,900で2,457という数字はとてもギャップが多過ぎるんですけれども、この辺はどういうことですか。

議長 合計の数字と合わない。

1 1 番委員 ですから、1ページで農用地の実数が2,469から2,457になりますよということで掲載してありますけれども、その内訳が3ページで出てくる。

地区ごとに積み上げて出てくるかと思うんですが、この数字を積み上げていっても現況で農地が1,724、それから放牧地が217、218ですから、あと施設用地が別に8から9になって、これ2つ足しても2,400にならないんですけれども、これはどういうあれなんですか。

事務局 最初のほうの農地が2,469というんですけれども、これは荒廃農地等を全部含んで、それでこの数字になっています。

11番委員 そうすると、3ページの部分が基本的に現況で1,724というのは、要するに現状で耕作をされている農地ということで理解していいわけですか。

事務局 はい。荒廃農地を除いた農地がおおむね1,724になります。

11番委員 了解しました。
どこかに書いてもらえる。整合性が、何でこんなに違うか。
どこかに表示したほうがいい。

議長 37年が目標になっていますけれども、目標の農用地の数字の中で荒廃農地が入っていくという勘定になるわけですね。
そういうことだそうです。ちょっとおかしいなとは思いますが、目標数値。

事務局 ちょっとわかりづらいところもあるわけなんですけれども。

議長 ほかに何かありますか。

5番委員 8ページの2行目なんですけれども、これ数字がちょっと1桁違うかなと思っているんですけども、森林面積は65万8,951haとあるんですけれども、桁が違うかなと。1つ余分に数字が入って。

事務局 確認します。
(発言する者多数あり)

議長 ほかに何か。

18番委員 4ページの自分の地区を見ていたんですけれども、4ページの猿ヶ京地区の内容ですよね。永井・吹路とあるんですけれども、その辺を見込んで今畑をつくれるってなっていることをお聞きすると、関連して6ページのやはり猿ヶ京地区のところも、生産性が高い畑作経営を推進するとあるんですけれども、実際可能なことなのかどうか。わからない。

10番委員 基盤整備が済んでいるところ。

18番委員 基盤整備があっという間と思うんですけども。

- 10番委員 基盤整備は昭和34年の基盤整備だから、道が狭くて畑が1反歩1枚の畑、田んぼもそういう状況だから、生産性が高い機械が使えるなんて、そんななくていいんじゃないか。
大型の機械は通れない。
- 17番委員 こういうぐんま一番という教則本が出ているんですね、群馬県で。読んでみると、ほとんどこれの内容がそのままそっくりこれに書いてあると言ったら失礼だけれども、県の意向に沿って書いたあれだから、町の実情と整合性がとれないんじゃないかなと。ほとんど出だしなんかもそっくりこれ印刷されているだけだから。
それに沿って出ている。そうなんですけれども、これは県が学校教育とかの群馬県を知るための教則本みたいなものを見て、それに書いてあるのが群馬県をアピールしたり、紹介したりとかいろいろな地域別にいろいろ書いてあります。あと、このものはこれに沿った意向で書かれている気がするんで、だから町自体の整合性が現状とちょっと違っていたりする。県はこれに沿っておおむね、こうしているんじゃないかなと思うんです。
- 議長 どっちが先ですかですけどもね。
- 17番委員 これいつからといったかな。
- 議長 5年前だと思うんです。
(発言する声多数あり)
基盤整備が済んでいるから、それをやる必要はないというところから来ていますよね。
ここのところで、先ほど言ったように生産性の高い農業をうたわれているけれども、現状じゃできないということでしょう。
- 18番委員 現状じゃない。ほとんど永井は畑はつくれないうので。
- 17番委員 とりあえず地域振興整備計画だから、こういうふうにしたほうが良いという前向きな。あちはこうだこうじゃなくて、前向きな何かをして規模を広げたほうが良いとか、例えば今みたいに耕運機しか入らないところは道を広げたり基盤整備して大型機械が入るようにすれば、耕作面積がふえる、そういう前向きな整備計画に少し切りかえていってもらえばいいんじゃないでしょうか。計画だから。
- 1番委員 後継者も書いてあるし、担い手とか書いてあるけれども、やはり説明というところの実際の権利が全然書いていないと思う。じゃ、どういう方法をつくるんだとか、そういう具体策が全然のっかっていません。ただ、それはいいことばかり、具体的にこんなふうにとしないと。
- 17番委員 換金作物だって後継者がいなかったり手伝ってくれる働き手がいなくなれば、お金にはなる作物でも規模がいっぱいできないんです。

- 議長 もう少し農業が続けられる条件が整備されないと、ということ盛り込んだほうがいいじゃないかという意見ですね。
- 16番委員 今回の現状の農業形態というか、それをもう1回よく検討し直したほうがいいんじゃないかな。
- 1番委員 一番最初にちょっと言い始めたものは、要するにどんどん荒れていくんだよね。だから、今のうちに県に国の方針の荒廃農地は解消しろとか何とかについては、そういうものに税金をかけていなかったということよりは、どんどんもしだめになったら山林にして、そういうふうな今のうちに中山間農業はどうにもならないんだと。そのうちにここの中山間地域はそういうことで大目に見ろと国に要請というのが私の意見なんだけれども。
- 16番委員 それと荒廃農地という呼び方をよせばいいんだよ。そういう提案している人だってあるよ。そういう呼び方はかえてください。
- 議長 意見出ましたけれども、ほかにぜひこういうことを盛り込みたいということがあれば、なければ、事務局でまとめていただいて。
- 19番委員 14ページなんだけれども、ここの1、2と書いてあって、農業者育成と確保整備計画該当なしと書いてあるのは、要するにそういう就農者を育成するようなそういう施設の計画がないから該当なしと、そういう捉え方でよろしいんですか。
- 議長 施設の整備計画というのは、施設をつくる計画ということですので。
- 19番委員 ただ、この農業者の育成というところの部分はまた別といいますか、育成する部分も。
- 事務局 そうですね。施設の整備計画はないということですね。その下に支援する活動はこれだけ。
だから、ハードとソフトという。
- 19番委員 ハードの部分が該当なし。
- 事務局 そうということですね。
- 19番委員 下のところが農業者の育成というところにかかってくるという捉え方で。
- 事務局 そうですね。
- 議長 よろしいでしょうか。
農業振興地域整備計画に係る意見はよろしいでしょうか。
(「なし」の声)
それでは協議事項・報告事項に入ります。

(1) 制限除外の農地等異動通知書について、事務局よりお願いします。

事務局

それでは、5ページをごらんください。

協議事項・報告事項(1)。

農地法第4条第1項第8号及び農地法第5条第1項第7号による届出について報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、報告を終了させていただきます。

議長

ただいまの案件は報告です。

続きまして、6番のその他ですけれども、事務局より何かあれば。

事務局

ないです。

議長

皆さんのほうで何かあれば、なければ7番の閉会に移ります。いいですか。

(「はい」の声あり)

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理吉野拓夫閉会を宣す。

[午後2時10分]